

目 次

公平委員会規則

ページ

- 3 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則… 1

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 9 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 3 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中

「

長 部 局	部長、課長、課長補佐
	福祉事務所長 総務課の秘書係長、庶務係長及び人事係長
	会計管理者
教育委員会 事 務 局	教育長、部長、課長、課長補佐
	学校教育課の管理主事及び指導主事

を

」

「

長 部 局	課長、課長補佐
	福祉事務所長 総務課の秘書係長、庶務係長及び人事係長
	会計管理者
教育委員会 事 務 局	教育長、課長、課長補佐
	学校教育課の管理主事及び指導主事

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。